

令和7年
4月から

農地の賃借の 方法が変わります

国の制度改正にともなって、令和7年4月から賃借の手続きの方法が変わります。
相対の契約 ② 利用権設定 から ③ 農地中間管理事業 を挟む手続きに一本化されます。

令和7年3月31日まで

- ① 農地法3条
- ② 利用権設定等(相対)※
- ③ 農地中間管理事業

継続

一本化

令和7年4月1日以降

- ① 農地法3条
- ③ 農地中間管理事業

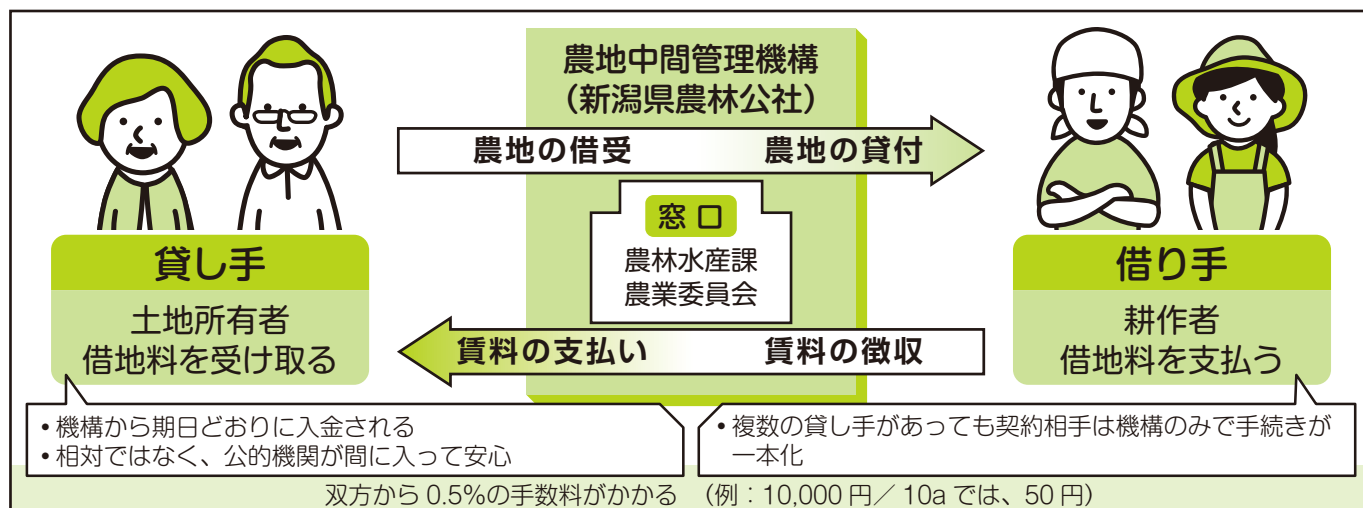
※ ②利用権設定 では、同一契約の期間延長ができる場合があります。

※ ②利用権設定 の満期を迎えていない既存契約は有効です。



農地中間管理事業とは？(令和7年4月以降)

- 農地の賃借は、農地中間管理事業（貸し手と借り手の間に農地中間管理機構が入る契約）が主になります。
- まずは、貸し手、借り手の双方で内容を確認しましょう。



こんな時は農業委員会への手続きが必要です

農地を売買する

農地法第3条により、農業委員会の許可が必要です

- 農地法第3条許可を受けただけでは法務局の登記上の所有権は変わりません
必ず法務局で所有権移転の登記申請を行ってください

農地を農地以外^(※1)にする(転用)

農地法第4・5条により、農業委員会の許可が必要です

農地法第4条

●●● 農地の所有者自らがその農地を転用する場合

農地法第5条

●●● 農地を買うまたは借りてその農地を転用する場合

※1 住宅を建てる、駐車場にする、資材置き場にするなど

耕作をやめる

農業委員会へ届出が必要です

- 農地の耕作をやめる場合、休耕の届出が必要です

※多面・直払に含まれる農地など、地域と調整が必要または受付できない場合があります

農地の相続をした場合

農業委員会へ届出が必要です



農地パトロールを実施しました

農業委員会では、農業委員と農地利用最適化推進委員と共に、毎年農地パトロールを実施しています。

農地が有効に利用されているか、また、適正に管理されているかを確認します。適正に管理されていない農地は、雑草が茂り、病虫害等が発生しやすいため、付近の住民や隣接農地の耕作者に迷惑をかけるてしまいます。所有者は、自己管理のもと、農地の適正管理を行いましょう。



発行：糸魚川市農業委員会事務局

糸魚川市一の宮 1-2-5
(市庁舎内)

TEL.025-552-1511
FAX.025-552-1086



糸魚川市内の昨年の 水田の賃借料参考額

令和6年1月から令和6年12月までに締結・公告された農地（田）の賃貸借における10a当たりの賃借料の水準は次の表のとおりです。

「賃借料情報」は賃借料の範囲を定めるものではありません。個々の事情を勘案して貸し手・借り手で話し合い決めてください。

※地域によっては、農地の利用調整を図るためのルールや目安となる賃借料を設定する場合があります。

【令和6年賃借料情報】

(田10a当たり)

地区名	平均額 (円)	最高額 (円)	最低額 (円)	データ数 (筆数)
浦本地区	—	—	—	—
下早川地区	9,000	15,000	2,900	266
上早川地区	8,400	14,600	3,300	223
大和川地区	8,800	15,000	7,000	11
西海地区	6,800	10,400	3,300	171
糸魚川地区	12,100	15,500	7,500	45
大野地区	8,100	11,500	5,500	163
根知地区	7,800	13,900	5,800	52
小滝地区	—	—	—	—
今井地区	10,700	15,000	5,000	63
磯部地区	9,100	14,300	5,500	115
能生地区	—	—	—	—
能生谷地区	12,700	20,000	4,500	487
木浦地区	11,500	13,000	5,000	25
青海地区（全域）	—	—	—	—

(補足) *1 データ数は、集計に用いた筆数です。

*2 著しく高額又は低額な契約、無償の貸借契約はデータから除外しています。

*3 平均額は、データ数の加重平均値を四捨五入し、100円単位としたものです。

*4 申請件数の少ない地域は表示していません。

*5 物納（お米）については、60kg当たり15,000円で換算しています。

*6 平成21年の農地法改正により標準小作料制度は廃止されました。

農業の「いま」と「これから」をタイムリーにお届けします

全国農業 新聞

●月4回発行(毎週金曜日) ●購読料/月700円

申込/農業委員会事務局へ

農業で働く方のライフステージに寄り添う年金制度です。

農業者年金に加入しませんか？

保険料の見直し・脱退や再加入可能!

加入対象 60歳未満の国民年金第1号被保険者
年間60日以上農業に従事している方



関心のある方は農業委員会事務局へ

糸魚川市農作業標準料金表

1. 農作業 標準賃金

(単位：円)

作 業 区 分	基 準	賃 金	摘 要
一般作業（標準賃金）	8 時間 / 日	8,600	◎まかない（食事）なし。 ※ただし、作業内容・程度により受委託者間で協議する。

2. 農業機械作業 標準料金（消費税含む）

作業名	機械等	区 分	基 準	作業料金	摘 要
水 田 耕 起	トラクター	未整備田	10a	8,100	◎「整備田」とは土地改良法に基づく整備田とする。
		整備田	10a	7,300	
水田代かき	トラクター	未整備田	10a	9,300	◎1 枚 10a 未満の圃場は 5 割を上限として割増を加算する。
		整備田	10a	8,900	
田 植	田 植 機	未整備田	10a	8,400	◎湿田、倒伏など作業条件の悪い場合は 5 割を上限として割増を加算する。ただし、著しく条件が劣悪な場合は、この限りではない。
		整備田	10a	7,600	
田 植	側条施肥田植機	未整備田	10a	9,400	◎補助作業は標準料金外とし、受委託者間で協議する。
		整備田	10a	8,700	
稲 刈 り	コンバイン	未整備田	10a	23,100	◎側条施肥田植機は肥料代を含まない。
		整備田	10a	20,300	
生もみ運搬 ※	自動車等	—	玄米 60kg	210	◎道路受けとする。
乾 燥 ・ 調 製（もみ摺）		玄米 60kg		2,500	◎生もみについては、水分30%以上は標準料金の 2 割を加算する。 ◎乾燥・調製を基本とし、乾燥のみ・もみ摺のみは受委託者間で協議する。 ◎くず米を含む。
		玄米 60kg（色選利用）		3,300	
土改材散布	機 械	—	10a	1,240	◎140kg/10a 散布基準
溝 切 り	乗用に限る	—	10a	1,660	◎枕地を含め 10a の圃場で 2 往復、30a の圃場で 3 往復とする。排水口へのつなぎ作業は委託者が行い、基本作業以上の溝を切る場合は協議する。
		—	30a	2,700	
畦 塗 り	機 械	—	1m 当たり	60	◎畔の片面

耕地条件や作業内容等、実情により摘要事項を確認し両者で協議のうえ決定してください。また、作業料金は機械による作業のみの料金です。田植え等で補助員がつく場合は、農作業標準賃金を目安に料金を両者で協議して決定してください。

3. 機械の移送料金

作 業 名	基 準	料 金	摘 要
トラクター・田植機・コンバインの移送料 ※	片 道 (1 回当たり) 5km 以内	3,100	◎5kmを超える場合の加算額は、受委託者間で協議する。

※受託者が農作業を行うための付帯作業として運搬する場合に限る。

◎上記に記載した料金はあくまでも目安です。実際の金額は耕地条件、稲の倒伏状況などにより、両者で協議のうえ決定してください。